

仕様書

1. 実施業務名

令和7年度九州中央77デジタルスタンプラリー実施業務委託

2. 事業の目的

九州中央地域連携推進協議会を構成する熊本、大分、宮崎の35市町村における道の駅や観光施設等の観光スポットを巡る「LINEの機能を拡充したデジタルスタンプラリー」を実施することで、域内の周遊を促進し、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4. 概要

(1) 開催時期：令和7年度中に1回（おおむね3か月間）開催

※令和7年11月から令和8年1月の3か月を予定

(2) 開催場所：九州中央地域連携推進協議会を構成する熊本、大分、宮崎の35市町村（※）

(3) スポット数：69箇所

※35市町村の内訳は以下のとおりである

熊本県	熊本市、大津町、菊陽町、合志市、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、宇土市、宇城市、美里町、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村 <u>計19市町村</u>
大分県	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市 <u>計7市</u>
宮崎県	延岡市、日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町 <u>計9市町村</u>

5. 委託業務内容

(1) LINEを活用したスタンプラリーシステムの構築及び運営

ア. スマートフォンのGPS機能等を使用し、LINEを活用したデジタルスタンプを集めるシステムを制作、または、既存の提供システムを利用し構築すること。

イ. システムには、スポット（スタンプ取得場所）の名称や写真など、回遊を促すために必要な情報の取り纏め及び登録を行うこと。なお、スポットは道の駅や観光施設等を想定しており、スポットの説明原稿や写真データ等については、委託者から電子メール等で提供する。

ウ. 獲得できるスタンプの数は1地点につき1個とすること。また、開催場所を9つのエリアに区分し、各エリアを周遊した参加者が獲得したスタンプ数に応じて抽選に参加できるシステムを構築すること。

- エ. スタンプ獲得地点は、一覧及びマップで表示できることとし、スタンプ表示の並び順は任意の順に設定可能とすること。
- オ. 参加者へのアンケート機能を構築すること。
- カ. 参加者からの問い合わせに対応できるフォーム等を構築し、対応すること。なお、スタンプラリー実施期間中における参加者等からの問い合わせについては、委託者と協力して対応すること。
- キ. 事業実施期間中、本システムの管理・運営を行うこと。
- ク. 公式LINEの作成及びスタンプラリー期間中のアカウント使用料の支払いを行うこと。

(2) 抽選業務の実施

- ア. 所定のスタンプ数を獲得した参加者は、獲得したスタンプ数に応じて、各賞の景品に応募することができるものとし、応募は、上記5.(1)で構築したシステムの応募フォームから各参加者が行えるものとする。
- イ. 上記5.(1)で構築したシステムを使用し、応募者を対象とした抽選を行うこと。なお、条件については、事前に事務局と協議すること。

(3) 事業周知のためのチラシ・ポスターの制作・印刷・郵送

- ア. メインビジュアル画像を制作すること
- イ. 本事業を広報するため、本事業参加用の二次元コードを印刷したポスターとチラシを制作・印刷すること。なお、制作内容は次のとおりである。

【チラシ：両面】

- 仕上げサイズ：A4／マットコート紙／70K／4色（オールカラー）
- 数量：16,000部

【ポスター：片面】

- 仕上げサイズ：A2／コート紙／135K／4色（オールカラー）
- ※チラシ表紙デザインをもとに作成
- 数量：215部（ポスター）

- ウ. 制作・印刷したチラシとポスターを委託者が指定する場所（計48箇所）へ指定した数量を郵送すること。なお、郵送先は次のとおりであり、ポスターは四つ折発送可とする。

- 構成市町村（35市町村）
- 熊本県、大分県、宮崎県（3県）
- 国関係機関等（10か所）

- エ. スケジュールについては、次のとおりである。

- 契約締結日～10月上旬 制作・校正
- 10月中旬 印刷
- 10月下旬 納品・発送

(4) 事業周知のためのウェブサイト制作及び運用保守

- ア. 九州中央地域連携推進協議会の概要やスタンプラリー事業を周知するためのウェブサイトの制作し、契約期間内の運用保守をすること。なお、基本的なページ構成は次のとおりとし、CMS機能の設置を必須とするものではない。
 - トップページ
 - デジタルスタンプラリー参加・応募方法
 - デジタルスタンプ対象スポット
 - 賞品一覧
 - 九州中央地域連携推進協議会概要及び各自治体観光情報ホームページ等の紹介
- イ. 各種情報について利用者に分かりやすく説明するページを制作すること。また、各自治体観光情報ホームページ等へリンク設定を行い、各自治体の情報を閲覧可能とすること。
- ウ. アの情報とは別に一般的に必要なと思われるコンテンツは、委託者と協議の上、制作すること。
- エ. レスポンシブウェブデザインにてスマートフォンより閲覧可能とすること。
- オ. デザインは委託者と協議の上、受託者より提案し、決定すること。
- カ. SEO (Search Engine Optimization) に配慮したページ制作を行うこと。
- キ. ウェブアクセシビリティについては、「みんなの公共サイト運用ガイドライン (2024年版)」を活用し、JIS X8341-3:2016 の等級AAに準拠することを目指す。準拠が難しい項目については個別に協議すること。
- ク. PDFファイルなどを表示するために必要なソフトがある場合は、ダウンロード手順を示したサイト表示ができるようにすること。
- ケ. ウェブサイトアクセス数の集計が行えるようにすること。
- コ. ブラウザの種類及びバージョンは、昨今の利用傾向に配慮して対応すること。

6. 成果物等

- (1) スタンプラリーに関する統計データ一式
 - ア. 事業実施報告書
 - イ. スタンプラリー参加者総数 (年代・性別・居住地等) のデータ
 - ウ. 対象となるスポットごとに獲得されたスタンプ数
 - エ. 参加者の属性に応じた、獲得スタンプ数のデータ など
- (2) 景品応募者と当選者の連絡先や発送先等個人情報一覧
- (3) ポスター、チラシ等の制作物データ一式
- (4) ウェブサイトで使用したテキスト、画像、動画等の素材データ一式
- (5) その他、委託者が指示するもの

7. その他

- (1) 制作物の校正は1回以上行うこと。また著作権は、九州中央地域連携推進協議会事務局とする。

- (2) 受託者は、契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は貸与してはならない。また業務で知り得た内容を第三者に漏えいしてはならず、業務完了後も同様とする。なお、業務で使用する各種資料・データに含まれる個人情報、行政機密等の取り扱いについては紛失、漏洩のないようにしなければならない。
- (3) 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象になっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 受託者は、委託者から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに委託者と協議を行い、事前に委託者の了解を得た上で、誠実に業務を遂行すること。
- (6) 本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ委託者に協議すること。
- (7) 本業務で再委託を予定している場合は、提案書に再委託を行う理由及び再委託の範囲を明記すること。なお、再委託を行うことが不適切と認められる場合は、再委託を承認しないことがある。
- (8) 受託者は、本業務によりなんらかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- (9) 本業務の履行のために委託者から貸与された資料は本業務完了後速やかに返却する。
- (10) 本業務において制作した成果品（スタンプラリーシステムは除く。）に関する著作権等一切の権利は委託者に帰属するものとする。
- (11) その他、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議により決定する。